東北電力株式会社第 524 回社債 (一般担保付) (別称:第2回東北電力グリーンボンド) の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社(取締役社長:飯田 浩一)は、東北電力株式会社が発行するグリーンボンド(以下「本グリーンボンド」といいます。)の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

東北電力株式会社は、グリーンボンド発行のために「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」^{※1}および「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」^{※2}等に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、その適格性について第三者評価として DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社からセカンドパーティオピニオンを取得していることに加え、CBI(Climate Bonds Initiative: グリーンボンドの信頼性や透明性を確保するための厳格な基準を定める国際 NGO)からの認証も取得しています。

本グリーンボンドで調達された資金は、東北電力株式会社が東北6県および新潟県 を中心に200万kWの開発を目指しているなか、風力発電を主軸とした再生可能エネル ギー事業に充当する予定です。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場における ESG (環境・社会・ガバナンス) 債の専門的な情報収集、お客さまの ESG 債ストラクチャリングを支援するため、2017 年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後 2019 年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまの ESG 債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。 また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー 債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、ESGをはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

- ※1 「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2018」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務 局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- **※2** 「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」とは、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、もって我が国におけるグリーンボンドの普及を図ることを目的に、環境省が策定・公表しているガイドラインです。